

## 電気供給約款附則（FOD でんき）

### 1 この電気供給約款附則の実施期日

この電気供給約款附則は、2023年8月1日から実施いたします。

### 2 定義

電気供給約款3(定義)に、次の通り(71)、(72)を追加するものといたします。

(71) FOD プレミアム

株式会社フジテレビジョンが当該名称で提供する、有料動画配信サービスをいいます。

(72) FOD プレミアム 12ヶ月利用クーポン

当社がお客さまへ通知する、FOD プレミアムが12ヶ月利用可能になるクーポンをいいます。

### 3 FOD でんき

電気供給約款「別紙2(従量電灯)」に、次のとおり(21)を追加するものといたします。

(21) FOD でんき

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(イ)および(ロ)のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

(イ)

北海道、東北、中部、北陸、九州エリアのお客さま	契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
関西、中国、四国エリアのお客さま	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流または最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めに従い、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流または最大需要容量

北海道、東北、中部、北陸、九州エリアのお客さま (契約電流)	(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。 ただし、需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約電流は、原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値といたします。 (ロ) 送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。 (ハ) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更
-----------------------------------	--

	を承諾した日の直後の検針日より、適用いたします。ただし、お客さまが、需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結される場合で、新たな需給契約の申込みと同時に、当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値の変更を希望される場合には、この限りではありません。 (二) お客さまは、やむをえない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した直後の検針日から1年目の日が属する月の検針日まで、契約電流を変更することはできません。
関西、中国、四国エリアのお客さま (最大需要容量)	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの設定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

## 二 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで、使用電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき 110 円 (税込) の郵送手数料をお支払いいただきます。

## ホ 料 金

料金は、以下の①から⑧のエリア別の定めに従い、(イ)または(イ)および(ロ)によって算定された金額、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また、九州エリアについては、上記に加えて、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イ」によって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合は、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イ」によって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合は、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

### ①北海道エリア

#### (イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	1,251 円 08 銭
契約電流 15 アンペア	1,437 円 08 銭
契約電流 20 アンペア	1,623 円 08 銭
契約電流 30 アンペア	1,995 円 08 銭
契約電流 40 アンペア	2,367 円 08 銭
契約電流 50 アンペア	2,739 円 08 銭
契約電流 60 アンペア	3,111 円 08 銭

#### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階 料金	120 キロワット時までの1キロワット時 につき	34 円 37 銭
第2段階 料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの1キロワット時につき	40 円 47 銭
第3段階 料金	300 キロワット時をこえる1キロワット 時につき	44 円 08 銭

### ②東北エリア

#### (イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりいたします。

契約電流 10 アンペア	1,248 円 68 銭
契約電流 15 アンペア	1,433 円 48 銭
契約電流 20 アンペア	1,618 円 28 銭
契約電流 30 アンペア	1,987 円 88 銭
契約電流 40 アンペア	2,357 円 48 銭
契約電流 50 アンペア	2,727 円 08 銭
契約電流 60 アンペア	3,096 円 68 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階 料金	120 キロワット時までの1キロワット時 につき	29 円 43 銭
第2段階 料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの1キロワット時につき	35 円 53 銭
第3段階 料金	300 キロワット時をこえる1キロワット 時につき	39 円 13 銭

③中部エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりいたします。

契約電流 10 アンペア	1,170 円 98 銭
契約電流 15 アンペア	1,316 円 94 銭
契約電流 20 アンペア	1,462 円 89 銭
契約電流 30 アンペア	1,754 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	2,046 円 70 銭
契約電流 50 アンペア	2,338 円 61 銭
契約電流 60 アンペア	2,630 円 52 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階 料金	120 キロワット時までの1キロワット時 につき	21 円 07 銭
第2段階 料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの1キロワット時につき	25 円 16 銭
第3段階 料金	300 キロワット時をこえる1キロワット 時につき	27 円 28 銭

④北陸エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりいたします。

契約電流 10 アンペア	1,179 円 76 銭
--------------	--------------

契約電流 15 アンペア	1,330 円 10 銭
契約電流 20 アンペア	1,480 円 45 銭
契約電流 30 アンペア	1,781 円 13 銭
契約電流 40 アンペア	2,081 円 82 銭
契約電流 50 アンペア	2,382 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	2,683 円 19 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階 料金	120 キロワット時までの1キロワット時 につき	30 円 64 銭
第2段階 料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの1キロワット時につき	34 円 51 銭
第3段階 料金	300 キロワット時をこえる1キロワット 時につき	36 円 21 銭

⑤関西エリア

(イ) 最低料金および電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

最低 料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで (最低料金適用電力量)		1,256 円 48 銭
電力量 料金	第1段階 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの1キロワット時につき	20 円 31 銭
	第2段階 料金	120 キロワット時をこえ 350 キロワット 時までの1キロワット時につき	24 円 90 銭
	第3段階 料金	350 キロワット時をこえる1キロワット 時につき	27 円 83 銭

⑥中国エリア

(イ) 最低料金および電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

最低 料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで (最低料金適用電力量)		1,479 円 75 銭
電力量 料金	第1段階 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの1キロワット時につき	32 円 83 銭
	第2段階 料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの1キロワット時につき	39 円 51 銭
	第3段階 料金	300 キロワット時をこえる1キロワット 時につき	41 円 63 銭

⑦四国エリア

(イ) 最低料金および電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで (最低料金適用電力量)		1,542 円 07 銭
電力量料金	第1段階料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	30 円 47 銭
	第2段階料金	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37 円 05 銭
	第3段階料金	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	38 円 42 銭

⑧九州エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	1,171 円 69 銭
契約電流 15 アンペア	1,317 円 99 銭
契約電流 20 アンペア	1,464 円 30 銭
契約電流 30 アンペア	1,756 円 91 銭
契約電流 40 アンペア	2,049 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	2,342 円 13 銭
契約電流 60 アンペア	2,634 円 74 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 21 銭
第2段階料金	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 71 銭
第3段階料金	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24 円 98 銭

へ 契約の継続

契約期間満了に先立ち当社より送付する書面に記載の期間内に、所定の方法による契約の解約・契約種別の変更の申し出等がない場合は、所定期間の最終時点をもって、契約期間満了後も1年間同一条件で継続されるものといたします。

ト FOD プレミアム 12ヶ月利用クーポンの通知

当社は、FOD でんきを契約のお客さまに対して、FOD でんきの新規契約時(当社の他の契約種別からの変更時を含みます。)および契約更新時に、FOD プレミアム 12ヶ月利用クーポンを通知いたします。FOD プレミアム 12ヶ月利用クーポンのご利用には、FOD プレミアム会員の登録が必要です。

お客さまは、FOD プレミアム 12ヶ月利用クーポンを所定の期間内に、FOD ウェブサイト上に入力いただきます。

FOD プレミアム 12ヶ月利用クーポンを入力することで、FOD プレミアムに新規会員登録するお客さまは入力時から1年間、既にFOD プレミアム会員の方は、既存のFOD プレミアム契約の更新日から1年間(以下「FOD プレミアム利用期間」といいます。)、FOD プレミアムを利用することができます。

利用可能となるサービスその他のFOD プレミアムに関する事項は、株式会社フジテレビジョンが定めるFOD 利用規約によるものといたします。

お客さまが所定の期間内にFOD プレミアム 12ヶ月利用クーポンを入力しない場合や、株式会社フジテレビジョンがFOD 利用規約を変更した場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

#### チ 解約金

当社は、以下の(イ)から(ハ)のいずれかの事由が生じた場合に、原則として、当該事由が生じた日からFODでんきの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり976円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

(イ) 契約期間中の、需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止

(ロ) 41(解約)にもとづく当社による解約

(ハ) 当社の他の契約種別への変更(家庭用ガス発電プラン、ベースプランB、ベースプランB-G、スタイルプランd-BおよびスタイルプランE-ZEROBへの変更を除く)

ただし、家庭用ガス発電プラン、ベースプランB、ベースプランB-G、スタイルプランd-BおよびスタイルプランE-ZEROBに契約種別を変更した場合でも、FODでんきの契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合は、原則として、当該需給契約の廃止もしくは解約の日からFODでんきの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり976円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

なお、お客さまにFODでんきの適用がなくなった場合でも、FODプレミアム利用期間が満了するまで、お客さまは引き続きFODプレミアムを利用することができます。FODプレミアムの継続利用をご希望されない場合は、別途お客さまにて、FOD利用規約に基づきFODプレミアム会員登録のキャンセルの手続きを行っていただく必要があります。

#### リ その他

当社または送配電事業者等は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。